

仕 様 書

1. 業務名 箕面市交通安全教育デジタル教材制作委託業務
2. 業務期間 契約締結の日から平成25年3月31日まで
3. 目的 近年、自転車での交通事故が多発し、子どもたちに対して自転車の安全運転を身に付けることが求められていることから、市オリジナルの自転車安全運転デジタル教材を制作し、小・中学校の安全教育において効果的に活用することで、児童生徒の交通安全の意識の向上を図る。
4. 業務内容
 - (1) 交通安全デジタル教材の映像制作（企画・撮影・編集）
 - (2) 交通安全デジタル教材のDVD制作
 - (3) 市ホームページ等掲載に係るインターネット用動画コンテンツの制作
5. 詳細条件
 - (1) 教材のシナリオ・映像の制作
 - ①企画について
 - ・全国で見てもらえる、使いたいと思われる物とする
(繰り返しの視聴に耐えうるものとする)
 - ・テーマは、「命の重さ、尊さ」を自転車の安全運転を通して学ぶことができる物とする
 - ・視聴対象は小学生から中学生とする
 - ・映像時間は、30分以上とし、教育段階に応じて（例：低学年用、高学年以上用）理解出来るものとする
 - ・自転車が危険な乗り物であることを理解させること
 - ・運転時における事故防止として危険の予測の仕方、注意力の養い方や事故時の対処法（救命救急等）を学べること
 - ②撮影について
 - ・撮影場所には箕面市内の使用に努めること
ただし、危険行為等に関しては、撮影場所が特定出来ないよう工夫を施すこと
 - ③編集について
 - ・上記①の内容を踏まえ、法律の説明だけにならないように配慮したわかりやすい解説（ナレーション作成、イラスト作成、アニメーション作成、テロップの挿入等）を行うこと
 - ・編集に伴う試写会による内容確認を2回行うこと

(2) DVDの制作

①エンコード

編集した映像や音声などのデータの圧縮、変換を行う

②オーサリング

- ・作成した素材のデータをプログラムに組み込み、メニューボタンとの関連付けを行い、DVDに書き込み、記録する

- ・動作確認を行い、委託者のチェックを受け、マスターを作成する

③プレス

マスターからコピーする

④成果品

- ・DVDマスター 3枚

- ・DVD 100枚（1枚毎ケース入り）

なお、ラベルについてもデザインし、委託者と協議するものとする

ただし、ジャケットに関しては透明のジュエルケースとする

(3) インターネット用動画コンテンツの制作

①エンコード

編集した映像や音声などのデータの圧縮、変換を行う

②オーサリング

- ・作成した素材のデータを用いて、企画のコンセプト毎にメニュー分けを行う

- ・動作確認を行い、委託者のチェックを受け、マスターを作成する

③成果品

DVDマスター 3枚

6. 著作権及び所有権 納入成果物に第三者が権利を有する著作物（以下「既存著作物」という。）が含まれる場合は、総務省が特に使用を指示した場合を除き、当該著作物の使用に必要な費用の負担及び使用承諾契約に係る一切の手続きを行うこと。この場合、請負者は当該契約等の内容について事前に主管課の承認を得ることとし、委託者は既存著作物について当該許諾条件の範囲内で使用するものとする。